令和3年度 事業報告

児童養護施設さくらこども学園 (定員 42名)					
			令和3年度	令和2年度	前年度対比
	入	績稼働率	94.2%	98.3%	-4.1%
稼働状況	目	標稼働率	90.0%	90.0%	-
73/19月4八7几	所 差	異	4.2%	8.3%	_
	一時保護	美利用日数	3 2 3 目	3 5 6 目	-33月
	26日	6 3 目			
重点項目					

本年度の事業運営状況は、入所定員 42 名、入所児童年間延べ人数 475 名 (月平均 39.5 名) で前年度比 4.1%減、年間稼働率 94.2%と年間通じて入所児童数の 90%以上の入所児童の確保ができた。

一時保護児童は、年間14名、年間延べ利用日数323日で前年度比33日の減少であった。

また、ショートステイ事業は、年間 27 名、年間延べ利用日数 89 日で前年度比 63 日の増加であった。 なお、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター・保護者と連携し、家族再統合に取り組んだことで、10 名の家庭復帰に繋げることができた。

⑤ 人材育成の積極的展開

8) 職場環境の充実

本年度は新たに勤怠管理システムを導入し、職員の労働環境の把握と改善を行った。その結果、職員の勤務状況をより正確に把握することができ、時間外勤務の削減、業務の効率化に繋がり、職員の意識も向上した。次年度も引き続き業務改善に取組んでいく。

② 感染症対策の強化

本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、看護員を中心に感染予防と発生時の早期対応、感染拡大防止に努めた。

1) 感染経路の遮断 (病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない)

児童、職員ともに毎日の検温、消毒、マスク着用を徹底した。また児童の健康状態について幼稚園、学校とも連携し、体調不良が伺える児童、罹患者と接触があった可能性のある児童については嘱託医による受診、検査を速やかに行った。また、来訪者については事前の体調確認、来訪時の検温を行うことで、施設外部からの感染予防を行った。その結果、児童、職員の感染症予防に対する意識が向上し、取組みも定着させることができた。

2) 感染症対策の徹底

衛生環境委員会を中心に感染症対策について随時検討し、課題の整理、感染対策の方針、計画を定め実践した。感染症対策を重視することで、児童の外出、家族との面会等を制限することになるため、児童の学校生活、友人、家族等との交流の場を出来るだけ保障できるよう、個々の児童の状況に応じた柔軟な対応を行った。また、施設内の感染症対策における環境整備については、看護員が中心となり改善に取組むことができた。次年度も引き続き感染対策を徹底するとともに、児童の生活に配慮した柔軟な対応を行っていく。

3) 感染症発生時の対応

本年度は職員 2 名が新型コロナウイルスに感染した。赤穂市健康福祉事務所からの指示に沿って、 施設内消毒、関係機関への連絡等対応を行い、感染拡大を防止することができた。

⑬ 福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、令和3年10月14日、21日に第三者評価機関の(株)H.R.コーポレーションによる福祉サービス第三者評価を受審し、令和4年2月1日付で受診結果をWAMNETで公表した。受審結果については、グランドルール、聞き取り調査等児童の権利擁護に関する取組み、自立支援計画に関する取組み、小規模グループケアにおける生活支援について高く評価され、問題点については特になかったが、評価基準をもとに更なる質の向上に向け取組まれることが望まれるといった内容であった。その結果、評価機関による助言をもとに改善方法について検討し、改善に繋げることができた。開設以来4度目の受審となり、職員も一層の向上心を持って取組むことができた。次年度は今年度の評価結果をもとに、より質の高いサービスの提供に取組んでいく。

総 括

事業報告書

児童養護施設 さくらこども学園

≪基本理念≫

- ① 公益的事業の積極的取組み
- ② 人権を擁護する
- ③ 発達支援・自立支援に向けたサービスの確立
- ④ 医療・教育・福祉の連携強化
- ⑤ 地域社会との共生

本年度は、当法人の基本理念に基づき第4期経営5か年計画の3年目として、以下の事業を取組むとともに、法人内事業所間の連携や職員間の交流にも積極的に取組んできた。

本年度の事業運営状況は、入所定員 42 名、入所児童年間延べ人数 475 名 (月平均 39.5 名) で前年度比 1.7%減、年間稼働率 94.2%と年間通じて入所児童数の 90%以上の入所児童の確保ができた。

一時保護児童は、年間 14 名、年間延べ利用日数 323 日で前年度比 33 日の減少であった。また、ショートステイ事業は、年間 27 名、年間延べ利用日数 89 日で前年度比 63 日の増加であった。

なお、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター・保護者と連携し、家族再統合に取り組んだことで、10名の家庭復帰に繋げることができた。

1 第4期経営5か年計画(3年目)の推進

本年度は、第4期経営5か年計画の3年目として経営計画検証委員会において計画に対する実践状況や検証を行った結果、概ね計画通り推移することができた。

次年度も引き続き、第4期経営5か年計画の4年目として、「地域貢献への積極的展開」「利用者や地域から信頼され選ばれる施設を目指す」「経営基盤の自立化に裏付けられた自律経営を目指す」の3つを重点目標に掲げ、法人理念の5本柱をもとに第4期経営5か年計画を積極的に推進し、実践状況については経営計画検証委員会において検証していく。

2 サービスの質の向上への取り組み

本年度は、年間を通じてサービス自己評価と人権擁護チェックを行い、 サービス評価委員会と権利擁護委員会で検証し、また 10 月には福祉サー ビス第三者評価を受審した。その結果、児童の生活支援だけでなく、職員 間連携、職員配置、記録の整理等、総合的な支援の見直しと課題の改善に繋げることができた。また支援を行う上で必要となる児童と職員との良好な関係の構築、児童と関わる上での職員の心構えについても検討したことで、職員の意識向上に繋がった。児童との関わりについては、児童からの聞き取り、意見箱等から得られた意見を参考に、改善する部分について検討することができた。よって、次年度も引き続き、支援の質の向上を図る。

3 安全で安心な生活環境の構築

1)子どもの権利擁護の取り組み

児童全体集会を年6回(令和3年5月4日、5月22日、7月20日、11月3日、12月25日、令和3年3月25日)開催し、年度当初の目標設定や権利ノートについての説明、グランドルールの決定、学期ごとの反省、聞き取り結果の報告等、年間を通じて児童と職員が一緒に権利擁護について学ぶ機会を多く持った。また、児童の年代別人権学習を年3回(令和3年6月26日、9月26日、10月3日)、また、自治会(話そう会)等をユニット別・年代別・男女別・テーマ別と状況に合わせて随時開催し、生活場面を通じて児童の生活における安心・安全とお互いの権利を尊重し合うことの大切さを伝えることができた。

職員に対しては、1年間を通じて人権擁護チェックを行うことで施設 内虐待防止に向けた職員の意識向上に取組んだ。また、意見箱・聞き取 り等で確認された児童から職員への意見・不満・要望等については、職 員会議で確認・検討し、児童全体集会や話そう会で、職員としての反省 や意見を子どもたちに報告した。

その結果、児童からの意見を基に、職員から児童に対する言動を職員 自らが振り返ることで、児童の意見に向き合い、支援の質を上げていく という意識が向上した。次年度も引き続き、この取組みを継続し、施設 内暴力・虐待の防止に繋げていく。

2) 施設内虐待・暴力等への取組み

全児童への聞き取り調査を毎月行い、結果については毎月の棟会議と権利擁護委員会で検討した。暴力、いじめ等の早期発見に取組み、発生した事案については速やかに確認、対応することで解決を図った。早期解決の難しいケースについては、施設内での指導だけでなく、こども家庭センターや学校、保護者を交えて協議し方針を考えるなど、支援の幅を広げて対応した。

暴力問題に関係した児童については、一定期間の振り返りやカウンセリング等を行い、また、他の児童には自治会(話そう会)や全体集会で状況を説明し、暴力問題について児童、職員皆で考えることで再発防止に繋げた。

なお、学校における児童の暴力行為については、学校教員と連携を図ることで実態把握に努めた。また、学校と施設とで支援方針について協議する機会を増やしたことで、特に暴力的傾向の強い児童については、施設と学校との連携の中で一貫した対応をすることができた。次年度も

引き続き、児童の暴力問題に対して、学校と協力.し、対応する体制を強化していく。

3) 全員の基本ルールの徹底と意見表明の推進

各ユニットを生活単位とすることで各々に応じた生活のスタイルが構築されているが、その中で、全児童に対する支援の一貫性を維持するために、全ユニット共通の基本ルール(グランドルール)を決め、徹底できるよう取組んだ。

また、生活におけるルールについては、各ユニットや目的に応じた小集団での自治会(話そう会)を多く開催し、検討を重ね、児童が自分の考えや思いを意見として表現し、話し合いの中でルールや問題点を改善できるように取組んだ。

その結果、ユニット内のルールについては児童の年齢や特性、個々の 児童の意向を考慮し変更、改善を行った。

よって、児童全体集会ではグランドルールに関する反省会を年3回(令和3年7月20日、12月25日、令和4年3月25日)行った。権利擁護委員会より全児童にフィードバックを行い、また児童からもユニット毎に反省や評価を発表することで、全児童・職員で良いところや課題を共有することができた。また、意見箱による相談、職員への要望等については施設長が窓口となり、内容に応じて児童、職員に確認し、フィードバックすることで、円滑に対応した。人間関係に関するトラブルやいじめに関する相談等は児童一人一人と個別の話し合いを行い対応した。その結果、職員が児童と悩みを共有し、一緒に解決を図ることで、児童と職員との関係性の向上にも繋がった。

次年度は引き続き、児童一人一人に対してより丁寧な関わり行いうことで、引き続き、権利擁護委員会において、1)、2)、3) について実践し、児童・職員への周知徹底と早期対応を行う。

4 養育、自立支援機能の充実

1)養育機能の充実

本年度は、医療的支援等、様々な配慮を必要とする幼児が多く入所したため、より専門的な支援の構築を主体とし取組んだ。医療的支援については医師からの指示のもと看護員を中心に取組み、食事や生活面は厨房職員、保育士等と連携し細やかな配慮のもと支援した。その結果、幼稚園、こども家庭センター、保護者、また赤穂市の児童発達支援事業所等と連携を深めることができ、児童の特性に応じた支援体制を強化することができた。次年度は様々な特性を持つ幼児に幅広く対応していくことで、幼児棟稼働率の向上にも繋げていく。

2) 自立支援機能の充実

① 自立支援計画書の策定

全児童の自立支援計画をたてるにあたって、事前にアセスメントシートを作成しケースの課題を整理し、進路希望調査票、長期支援計画の作成を通じて、児童の将来を見据えた年間計画を作成した。作成後

は、毎月自立支援計画の進捗状況について確認し、必要に応じてこども家庭センターと連携し、ケース協議・発達検査等を行った。また、7月、10月の見直しを経て3月の再評価を行った結果を踏まえて、次年度の作成に繋げた。

② 個別ケアの充実

こども家庭センターによる児童面接、ケース協議を随時行い、また 必要に応じて医療機関との連携を図ることで個別のケースに応じた支 援方針を確認し、心理判定員、家庭支援専門相談員、看護員等の専門 職とケース担当職員の連携のもと支援を行った。

個別ケアの進捗状況については、毎月の棟会議で確認・検討を行ったことで、全児童の支援状況を定期的に確認し、状況に応じた支援を 実践することができた。

また、入所児童への退所後支援については、定期的に連絡をとることで生活状況を把握し、必要に応じて面談等を行った。

その結果、進学、就職した児童については常に状況を把握し、保護者を交えながら自立に向けた支援を継続できた。次年度は、児童の社会的自立を目指した支援を構築できるよう、入所児童・退所児童ともに自立支援のあり方について検証する。

③ 地域・関係機関との連携

児童の支援においては、幼稚園・学校と定期的に協議する場を設けた事で、支援における課題を共有し、支援の統一化を図ることができた。

特に、幼稚園・学校での生活において特別な支援が必要な児童については、クラス担任と随時連絡を取り合い、必要に応じてこども家庭センターを交えた協議を行うことで、児童の状況を把握し、随時支援方針について検討することができた。次年度も引き続き、児童一人一人に関係機関と連携した対応ができる体制を築く。

また、本年度も知的障害児施設赤穂精華園と定期的に情報交換を行い、児童 2 名の措置変更に繋げることができた。知的障害を有する児童、特別支援学校在籍児童等、将来的に知的障害児施設入所が考えられる児童について情報共有し連携を図ることで、計画的に措置変更が行える体制を作っていく。

④ 学習の支援

学習塾の利用、学校主催の学習会、補習等に積極的に参加したことで、中高生の学習環境が充実した。また小学生については学校と連携し、学力が不足している部分について家庭学習で補っていくことで、学年相応の学力が維持できるよう支援した。

その結果、中・高生については、2名が高校進学、2名が専門学校への進学を果たした。よって、次年度は高校進学希望者3名、大学進学希望者1名の計4名の進学希望者がいることから、中・高生の個別学習支援ができる時間を増やし、学力向上に向けた支援を実施していく。

⑤ 家族支援の促進

本年度は新型コロナウイルスの影響で保護者との面会、外出、外泊等を制限したことにより、親子間の交流機会を十分持つことができなかった。しかし、早期家庭復帰を目指すケースについては、家庭支援専門相談員が中心となり、こども家庭センター、保護者と連携し、家族再統合に取組んだことで 10 名の家庭復帰に繋げることができた。それぞれの家庭環境、保護者・児童の意見を考慮した上で協議を重ね、特に被虐待のケースに関しては、こども家庭センターとのケース協議、保護者面接、児童面接、家庭訪問等を経て家庭復帰調整会議を実施したことにより、家庭復帰まで至ったケースが6件あった。よって、次年度も早期家庭復帰を目指した保護者支援を行うとともに、児童に対する不適切な関わりなど、虐待に通じる可能性のある家庭ついては、こども家庭センターと連携して保護者対応を行い、家庭環境の改善を目指す。

⑥ 小規模グループケアの充実

本年度も生活単位を男子棟・女子棟・幼児棟の3棟5ユニット体制とした。幼児棟が再稼働して5年目となり、幼児に特化した養育体制を構築したことで、入所児童の生活環境はより小規模化され、各ユニットにおける支援も定着した。

職員配置については、業務負担の増加や職員間の連携の難しさなど 課題もあるが、毎日職員配置票を作成することで各時間帯における職 員配置を明確にし、また各ユニットで業務チェック表への記入を実施 したことで、各職員の業務内容の明確化と業務分担、職員間連携をし やすい体制を作ることができた。次年度は児童の生活環境に適した職 員配置について検討するとともに、職員の負担軽減に繋がる職員配置 を検討する。

⑦ 基幹的職員の配置

基幹的職員を中心に、年間を通じて児童の自立支援計画の作成から 支援経過の確認、次年度に向けた課題の確認など、長期的な視点でより計画的な支援体制の構築に取り組んだ。

その結果、児童の退所後支援までを見越した支援計画を作成し、毎 月の棟会議で進捗状況の確認、検討を行う等、基幹的職員を中心とし た支援体制を築くことができた。よって、次年度は入所児童に対する 自立支援だけでなく、退所後の支援計画もたて、退所後の状況につい ても確認、検証できる体制をつくっていく。

5 人材育成の積極的展開

1) 法人基本理念の周知徹底

事業計画説明会を始め、職員会議、棟会議の機会を利用した施設内研修を随時開催することで周知徹底を図った。また、基本理念に基づく施設としての取組みについて確認し、子育てサロンや権利擁護委員会・自立支援計画等、施設業務と基本理念との関連付けを行った。その結果、基本理念に関する理解は深まった。よって、次年度は一つ一つの業務内

容、業務に対する職員の姿勢が理念に基づいたものとなっているかを検 討し、更なる定着を図る。

2) 新任職員指導

本年度は 10 月より新任職員として看護員 1 名が入職した。神戸さくら保育園看護主任の元、新任看護員研修を実施したことにより児童福祉施設における看護員業務について学ぶことができた。また施設内における感染症対策、感染症発生時の対応など、随時相談し助言を得られる関係を築けたことで、安心して業務できる環境を作ることができた。次年度は 2 名の児童指導員が入職する予定であるため、よりチューター制度を効果的に活用し、取組んでいく。

3) 施設内研修

マニュアル等の基本業務、施設内虐待防止、食育、感染症予防などの研修を行い、研修終了後に研修委員会がアンケート調査を実施することで、研修内容、理解度、課題等を確認した。その結果、研修のあり方を振り返り、改善を図ることができた。研修で学んだ内容が個々のスキルアップや業務の改善に繋がっていくために、次年度は研修が実践に反映されるよう、研修内容の更なる充実と、業務確認等改善状況の把握に取組んでいく。

4) 施設外研修

本年度は新型コロナウイルスの影響により、多くの外部研修が開催中止になったが、オンライン研修等を積極的に活用し、職員研修の機会を確保した。次年度は開催される研修については積極的に参加し、職員の学びの機会の確保に繋げていく。

5) 人事考課制度の効果的運用

自己成長シートでの目標設定に始まり年間を通じて自己の定めた目標について評価し、考課者からの助言を聞く事で、職員としての規範意識や課題、また、自己の成長について確かめることができた。その結果、自身の課題と向き合い、職員としての目標を確かめる機会となり、考課者にも職員に対して助言する立場としての自覚が芽生え、現場でのOJTに活かすことができた。

6)委員会活動

事業運営に関する各委員会の役割を明確にし、全職員が委員会活動に 関わる事で、全職員が主体的に責任を持って取組むことができた。

また、各委員会活動状況の周知については、職員会議等で報告・説明を行い、各委員会活動に対する全職員の理解を図るとともに、必要事項については共通認識のもと実践できるよう努めた。よって、次年度も引き続き、各委員会を中心とした活動に対して全職員で取組める体制づくりを構築していく。

7) 実習内容の充実

本年度は13の養成校より52名の実習生を受け入れた。実習生との対話を通じて実習に求めるニーズを把握し、それに応えることでより意欲的に取組める体制づくりを図ることで、実習生がより充実した、児童養

護施設で働くことの楽しさを感じられる実習となるよう努めた。次年度もこの取組みを継続し、より質の高い実習となるよう取組み、更に職員採用にも繋げていく。

8) 職場環境の充実

本年度は新たに勤怠管理システムを導入し、職員の労働環境の把握と 改善を行った。その結果、職員の勤務状況をより正確に把握することが でき、時間外勤務の削減、業務の効率化に繋がり、職員の意識も向上し た。次年度も引き続き業務改善に取組んでいく。

6 食育の推進

本年度は、家庭的な食育の推進に加え、児童一人一人の発達に応じた食育に取組んだ。

偏食、低体重等、個々の課題を理解し、普段の食事を通して少しずつ改善を図っていくことで、バランスの良い栄養摂取や体重増加等、健康面の改善に繋がった。次年度も引き続き、家庭的で豊かな食卓の中で、児童の体調・健康増進に繋がる食育に取組んでいく。

1) 家庭的な食育の推進

本年度は普段食事を共にする機会のない児童、兄弟姉妹とのふれあいの場を作ることを目的に、各ユニットでの食事に加え定期的に全児童で会食する機会を設け、11回実施した。地域、学校等の感染状況を考慮し開催を見送ることもあったが、屋外での開催を増やすなど、食事中の感染予防には十分に配慮し可能な限り実施した。その結果、開催数は減少したが、毎回工夫と趣向をこらし、充実した内容で実施することができた。

また、児童の誕生日会等のお祝い会や、季節ごとの食にまつわる行事 を実施することで、食事を通じて児童と楽しみを共有した。次年度も感染 症対策を徹底しながら、食の楽しみを伝えるとともに、食の学びに繋げた取 組みを行っていく。

2)季節感を出した児童参加型の行事

【食育行事実施状況】

<令和3年度行事実施表>

	行	事		
令和3年	お花見弁当作り	12月22日	冬至 かぼちゃメニ	
4月3日	1016元开ヨドリ	12 月 22 日	ュー	
5月1・	ユニット調理実習	25 日	クリスマスメニュー	
2・3 目	ユーケー調性天日	20 H	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
5 日	こどもの日メニュ	29 日	もちつき	
9 µ	一、柏餅作り	31 日	年越しそば	
		令和 4		
6月27日	園内露店祭り	年	おせち料理	
		1月1日		
7月7日	七夕メニュー	1月7日	七草がゆ	

20 日	土用の丑の日	2月3日	節分 太巻きづくり
8月12日	お盆行事	14 日	バレンタイン チョ
0 / 1 2	40 mm 1 1 4.		コケーキ作り
9月20日	月見団子	3月3日	ひな祭り
10月31日	ハロウィンメニュー	20 日	お彼岸 ぼたもちづ
10万 51 日	ハロワインバーユ	20 д	< b
11月14日	秋の味覚祭	25 日	卒業、卒園お祝いの
11 月 14 日	がり休見宗	20 □	会

3) 野菜づくり

畑での野菜作りについては、じゃがいも、なすび、きゅうり、玉ねぎ等を職員と児童がともに栽培、収穫した。児童が野菜作りに興味を持ち積極的に手伝ってくれるようになり、また、自分たちが育てた野菜を食べることで、特に幼児の好き嫌いが少なくなり、野菜をおいしく食べることができるようになった。次年度も引き続き、野菜作りを行っていく。

4) 安心・安全な食事の提供

① 食中毒予防を含む感染症予防マニュアルの改訂

衛生環境委員会にて食中毒防止、感染症予防マニュアルについて見直しを行い、施設内研修で周知した。また、児童の飲食、職員の飲食についても感染症予防の観点から細かくルール化することで、食事中の感染予防に努め、児童、職員の意識も向上した。次年度も引き続き、食中毒・感染症予防に取組んでいく。

② 感染症予防、衛生管理を目的とした業務手順表の徹底

感染予防の観点から厨房職員の衛生管理を徹底するために食事委員会で業務手順表について検証し、厨房職員だけでなく保育士、児童指導員等の厨房入室時における手洗い等衛生管理を徹底した。

その結果、職員の意識向上に繋がり厨房内の衛生状態が保たれた。 また保育士、児童指導員等に周知することで、厨房内の衛生管理について全職員で取組むことができた。次年度も引き続き、取組みを継続するとともに、必要に応じて手順表の改訂を行っていく。

③ ユニットでの感染症予防、衛生管理の手順表の徹底

食事の際の消毒、アクリルボードの設置、黙食の奨励等、ユニット内における感染症対策の手順を定め、施設内研修で周知した。その結果ユニットごと、職員ごとに違いが生じていた手順や方法について統一し、5 ユニット全てにおいて衛生管理が徹底されるよう職員の意識が向上した。次年度も引き続き、取組みを継続していく。

④ 児童の健康状態に適した食事の提供を目的としたマニュアルの見直

(食物アレルギー一覧、児童の健康状態把握に関する職員間連携等) 児童の健康状態に配慮し、安心・安全な食事を提供するために、食 事委員会で食物アレルギー一覧表を作成し、厨房、各ユニットに掲示 した。また、ユニット毎に児童の持病、疾病、服薬状況等を確認でき る一覧を作成し、児童の健康状態の把握と職員間連携の徹底を図った。 次年度も状況に応じて適宜マニュアル、一覧等を改訂し、児童の健康 状態の把握と安全な食事の提供を図る。

7 苦情への迅速な対応と苦情の予防を図る

入所児童・保護者からの相談・苦情に対して、施設内に苦情受付窓口、 担当者を配置し、苦情解決に向けた啓発と再発予防に取組んだ。 その結果、令和3年度の苦情受付件数は0件であった。

8 防災・防火意識の高揚と避難訓練の強化

火災を想定した消火・避難訓練を毎月一回行い、児童と職員に火災時の 避難誘導方法について周知を図った。また、職員対象に消防設備取り扱い 説明を行う等、防火、防災に対する職員の共通認識を図った。宿直時間帯 を想定した訓練、水害対応訓練等を実施し、また職員対象に消火器、消防 設備取り扱い説明を行う等、防火、防災に対する職員の共通認識を図った。 その結果、学園内の防災設備に関する理解が深まるとともに、地域の避難 場所等を周知することができた。よって、次年度は児童・職員ともに防災 意識の向上を図るため、様々なケースを想定しての訓練を実施していく。

【訓練実施状況】

令和3年 4月18 日	消火・避難訓練 消火器取り扱い訓練	10月30 日	消火・避難訓練(日 勤帯想定)		
5月22日	消火·避難訓練(宿直帯 想定)	11月28日	消火・避難訓練(日 勤帯想定)		
6月20 日	消火・避難訓練(日勤帯 想定) 水害対応訓練	12月17日	消火・避難訓練(宿 直帯想定)		
7月31 日	消火・避難訓練(宿直帯 想定)	令和 4 年 1 月 30 日	消火・避難訓練(日 勤帯想定)		
8月31日	消火·避難訓練(日勤帯 想定)	2月27 日	消火・避難訓練(宿 直帯想定)		
9月13日	消防設備点検	3月22 日	消防設備点検		
9月19日	消火·避難訓練(宿直帯 想定)	3月27 日	消火・避難訓練(日 勤帯想定)		

9 地域子育て支援の展開

1) 子育てサロン

【実施状況】

月	開催数	保護者	こども	計
令和3年 5 月	0 旦	0名	0名	0名

6月	0 回	0名	0名	0名
7月	0 回	0名	0名	0名
8月	0 回	0名	0名	0名
9月	0 回	0名	0名	0名
10 月	4 回	4名	5名	9名
11 月	4 回	2名	2名	4名
12 月	2 回	0名	0名	0名
令和 4 年 1 月	0 回	0名	0名	0名
2 月	0 回	0名	0名	0名
3月	0 回	0名	0名	0名

本年度は新型コロナウイルス感染予防のため、10月から12月のみの開催となり、計10回開催し、延べ13名の参加があった。次年度は感染拡大防止を徹底し、出来るだけ実施していく。

2) 里親開拓

本年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、養育里親研修、短期ホームステイ事業は実施されなかったが、里親サロン、里親定例連絡会は感染症対策を行い実施された。里親サロンには4回出席し、里親との交流を図るとともに、さくらこども学園より里親委託した児童の現状を確認することもできた。里親登録前研修については1組の夫婦を受け入れ、里親登録者の増進に貢献することができた。次年度は、感染予防対策を徹底し、赤穂市やこども家庭センターと連携しながら新規里親開拓と児童の里親委託に繋がる関係構築を行っていく。

3) ショートステイ事業

ショートステイ事業については、赤穂市、相生市、たつの市、太子町、加古川市、宍栗市、佐用町、と提携し、赤穂市、上郡町、加古川市、たつの市より延べ27名の委託を受け、延べ89日間の利用となった。ショートステイを利用された各市町とは支援家庭について情報交換を密に行い、ショートステイの再利用に繋げることができた。よって、次年度も関係機関との連携のもと必要に応じて地域の要支援家庭に対応していくとともに、ショートステイ利用者数の増加も図る。

10 保健・衛生・健康管理

本年度は、児童の健康管理への取組みとして、特に感染症予防の徹底に努めた。全職員が感染症予防に対する意識を高く持ち、危機感を持つことで、手洗い、うがい、消毒、検温、マスク着用等を徹底することができた。その結果本年度の感染症罹患者は児童 0 名、職員 2 名であった。次年度も感染症予防については対策を強化し、引き続き徹底していく。

1) 入所児童の衛生・健康管理

本年度は 10 月より看護員が入職したことにより、入所児童の健康 管理については看護員を中心に行った。身体測定を毎月実施し、幼児 については、毎朝の検温、排便確認を行うことで健康状態把握に努め た。また、感染症予防については、消毒、検温、マスク着用等について徹底し、また各種予防接種を行うことで感染拡大防止に徹した。

その結果インフルエンザ罹患者、シラミ感染者は共に 0 名、また新型コロナウイルス感染者についても児童 0 名、職員 2 名に抑えることができた。傷病対応については看護員が嘱託医である渡辺医院と連絡し指示を仰ぐことで、適切な対応に努めた。次年度も引き続き、児童の健康管理については徹底し、感染症の予防、早期発見、早期対応を行う。

2) 生活環境の整備

入所児童の衣類、排泄、生活空間の清掃、身だしなみ等については、 チェック表により確認を行い、清潔な身体、生活環境作りを行った。 その結果、児童の意識も向上し、自身の身だしなみ、清潔感を意識 することができるようになった。次年度も引き続き、この取組みを継 続して行っていく。

3) 入所児童への性教育の実施

入所児童の性教育については、年間を通じて児童の年齢、発達、特性に応じた個別の取組みを行った。

性的虐待を受けた児童については、こども家庭センターと連携したトラウマケアを行うとともに、職員が性的虐待や施設内性暴力について、理解を深めるための施設内研修を行った。また、小学生を対象とした性教育を重点的に行い、人との適切な距離感を学ぶことで性的な問題の防止に繋げた。次年度も児童、職員ともに性に対する理解を深める取組みを継続して行っていく。

4) 職員研修の実施

シラミ予防、感染症予防に関する研修を行い、感染拡大防止に努めた。また、児童の持病、疾病、服薬等に関する研修を行い、児童の健康状態の把握と予想される疾病、対応について共通認識を図った。加えて、性的虐待・施設内性暴力に関する研修会を行い、より配慮された入所児童への対応、ケアに取り組んだ。次年度も引き続き、児童の健康、衛生管理だけでなく、職員が児童の性を守るための意識向上に繋げる研修を実施する。

11 心理的支援の充実

本年度は、児童の被虐待体験や発達障害などから生じる課題に対し、 心理判定員によるアセスメントをもとにこども家庭センター、医療機関 等との連携を深め、児童の能力や特性に応じた支援体制の構築に取組ん だ。

その結果、児童の生活支援、進路選択、保護者への説明等で発達検査や医師の所見等に基づき、より専門的な判断による対応をすることができた。また、カウンセリングやプレイセラピー、医療受診や服薬治療等を通じて児童の状態を把握することで、学校と協力して支援を行うことができた。次年度も引き続き、関係機関との連携を強化し、児童一人一

人に適した支援を行っていく。

1) 心理療法の実施

本年度は、9 名の児童に対してカウンセリング、プレイセラピーを 実施した。対象児童への定期実施として定着し、安定して心理療法に 応じている児童がいる一方で、心理療法を避けようとし、不定期での 実施となった児童もおり、全対象児童への定期実施には至らなかった。 よって、次年度は対象児童のペースに合わせた心理療法実施計画をた て、全児童の定期実施を行っていく。

2) 関係機関との連携

今年度は、9 名の児童が小児精神科への医療受診を行い、医師からの助言、服薬によるケアを行った。また、発達検査については、9 名の児童が実施し、特に支援を要する児童については、施設、学校、こども家庭センター、医師と協議を行い、児童の特性を考慮した支援を行った。

その結果、児童の就学、進路について総合的な判断をすることができ、保護者にも児童の特性について理解していただくことができた。 次年度も引き続き、心理判定員を中心に関係機関との連携を一層強化 し支援体制の強化につなげていく。

12 感染症対策の強化

本年度は新型コロナウイルス感染症対策として、看護員を中心に感染 予防と発生時の早期対応、感染拡大防止に努めた。その結果、新型コロナウイルス感染者は児童 0 名、職員 2 名であった。次年度も引き続き感 染症対策を徹底していく。

1) 感染経路の遮断 (病原体を持ち込まない、持ち出さない、拡げない) 児童、職員ともに毎日の検温、消毒、マスク着用を徹底した。また 児童の健康状態について幼稚園、学校とも連携し、体調不良が伺える 児童、罹患者と接触があった可能性のある児童については嘱託医による受診、検査を速やかに行った。また、来訪者については事前の体調 確認、来訪時の検温を行うことで、施設外部からの感染予防を行った。その結果、児童、職員の感染症予防に対する意識が向上し、取組みも 定着させることができた。

2) 感染症対策の徹底

衛生環境委員会を中心に感染症対策について随時検討し、課題の整理、感染対策の方針、計画を定め実践した。感染症対策を重視することで、児童の外出、家族との面会等を制限することになるため、児童の学校生活、友人、家族等との交流の場を出来るだけ保障できるよう、個々の児童の状況に応じた柔軟な対応を行った。

また、施設内の感染症対策における環境整備については、看護員が中心となり、法人内保育園看護主任による助言を参考にすることで、改善を行うことができた。

次年度も引き続き感染対策を徹底するとともに、児童の生活に配慮

した柔軟な対応を行っていく。

3) 感染症発生時の対応

本年度は職員 2 名が新型コロナウイルスに感染した。赤穂市健康福祉事務所からの指示に沿って、施設内消毒、関係機関への連絡等対応を行い、感染拡大を防止することができた。

13 福祉サービス第三者評価の受審

本年度は、令和3年10月14日、21日に第三者評価機関の(株)H. R.コーポレーションによる福祉サービス第三者評価を受審し、令和4年2月1日付で受診結果をWAMNETで公表した。

受審結果については、グランドルール、聞き取り調査等児童の権利擁護に関する取組み、自立支援計画に関する取組み、小規模グループケアにおける生活支援について高く評価され、問題点については特になかったが、評価基準をもとに更なる質の向上に向け取組まれることが望まれるといった内容であった。

その結果、評価機関による助言をもとに改善方法について検討し、改善に繋げることができた。開設以来4度目の受審となり、職員も一層の向上心を持って取組むことができた。次年度は今年度の評価結果をもとに、より質の高いサービスの提供に取組んでいく。

14 行事予定

本年度は感染症対策のため多くの行事が中止、また規模を縮小した形で行われた。そのため施設内で出来るミニ行事を増やし、施設生活の充実に繋げた。その結果、児童、職員ともにアイデアを出し合い、趣向を凝らした様々な行事を行うことができた。次年度も児童、職員が主体となり、多くの行事を企画、実施していく。

<令和3年度行事実施表>

1 M 0				
令和3年	お花見	11月14日	秋の味覚祭	
4月3日	や化兄	12月25日	クリスマス会	
5月4日	GW 行事	29 日	もちつき	
6月27日	園内行事(屋台祭り)	令和 4		
8月1	国中よういつ	年	初詣	
目~2 目	園内キャンプ	1月1日		
5 日~6	あこうパン買い物体	2月3日	節分・豆まき	
日	験		即刀 立まる	
9月16日	中学校体育祭	14 日	バレンタイン チ	
	中子仪体目宗		ョコケーキ作り	
10月2日	赤穂特別支援学校運	3月3日	ひな祭り	
	動会		□○は余り	
13 日	小学校スポーツフェ	3月25日	卒園卒業お祝い会	
	スティバル		平園平未の忧い云	

15 新型コロナウイルス感染予防対策

本年度は職員 2 名が新型コロナウイルスに感染したが速やかに受診、検査を行い、また感染発覚時には関係機関に連絡し保健所からの指示に沿って濃厚接触者の選定、受診、検査、隔離等を実施した。また児童、職員に体調不良者が出た場合は、その都度施設内の消毒を行った。その結果、感染拡大を防ぎ、入所児童については感染者 0 名を維持することが出来た。次年度も、感染症発生時の早期対応に努め、感染拡大を防止していく。

【新型コロナ陽性者発生時の対応状況】

- ① 令和4年1月19日
- ・職員1名が発熱し、医療機関に受診し検査した結果、新型コロナウイルス陽性であったとの報告を受けた。
 - ・法人本部、赤穂健康福祉事務所、兵庫県児童課に報告し対応の指示を受け、施設内の消毒を行うと共に陽性者の3日前までの勤務状況を確認した。また全職員、全児童の体調確認を行った結果、職員3名、児童3名の検査を実施し、全員陰性であった。
 - ・1月21日、職員1名、児童3名の検査を実施し、全員陰性であった。
 - ・1月31日、陽性者が職場復帰した。
 - ② 令和4年1月29日
- ・職員1名が発熱し、医療関係に受診し検査した結果、新型コロナウイルス陽性であったとの報告を受けた。
 - ・法人本部、赤穂健康福祉事務所、兵庫県児童課に報告し対応の指示を受け、施設内の消毒を行うと共に陽性者の3日前までの勤務状況を確認した結果、感染の可能性が高い児童、職員はいないことが分かった。
 - ・2月4日、児童1名の検査を実施し、陰性であった。
 - ・2月5日、児童1名の検査を実施し、陰性であった。
 - ・2月10日、陽性者が職場復帰した。